

## 【お知らせ】オンライン講習（ライブ配信）のCPDについて

令和2年9月18日  
資格・CPD部会 CPD委員会  
CPD事務局

新型コロナウイルスの影響により、集合型の講習会が減少し、Web形式での講習が増えていきます。これまでの講習会は、集合型を対象としており、Web形式での講習は想定外であり登録基準も定められていないため、CPD登録時に混乱が生じています。このような状況を踏まえ、Web形式講習等のCPDの扱いを以下のとおりとします。

なお、「オンライン講習（ライブ配信）」とは「開催日の講習時間にのみ聴講できるライブ配信による講習」とします。また、下記運用は、「実施日が10月1日以降の記録」より適用します。

### <CPD会員の皆様へ>

#### ■形態内容「1-A」について

- ・これまで集合型講習会のみを認定プログラムの対象として参りましたが、これに加え「実施日が10月1日以降の記録」より「オンライン講習（ライブ配信）」も認定プログラムの対象とします。従来通り、受講証明書に記載のプログラム番号を入力し申請して下さい。

#### ■形態内容「1-B」及び「1-C」について

##### 1) 開催開始日が9月30日までの記録の登録基準

- ・リアルタイムで質疑応答等の双方向のやり取りが可能なオンライン講習（ライブ配信）の場合で、主催者発行の主催者の証明印のある受講証明書と、リアルタイムで双方向のやり取りが可能なライブ配信講習であることが確認できる資料があれば、通常の形態内容「1講習会、講演会、現場見学会等への参加」として登録可
- ・オンライン講習（ライブ配信）であっても、双方向のやり取りがなく自宅等で個々に視聴した場合は、主催者が当協会以外の建設系CPD協議会構成団体の本部・支部・傘下組織や、当協会以外の建設系CPD協議会構成団体が認定したプログラムであっても、主催者発行の受講証明書がある場合は、「15-D その他」で申請。（確認テスト等をクリアした後にパソコン画面上に表示される受講証明書や、パソコンの終了画面に表示される修了証等がある場合は、自己学習の「15-B eラーニング」で申請）

##### 2) 開催開始日が10月1日以降の記録の登録基準

- ・オンライン講習（ライブ配信）の場合で、主催者発行の主催者の証明印のある受講証明書があれば、形態内容「1講習会、講演会、現場見学会等への参加」として登録可。リアルタイムで質疑応答等の双方向のやり取りが可能かどうかは問いません。

## ＜形態内容「1-A」の認定プログラムを申請される主催者の皆様へ＞

- 1) これまで集合型講習会のみを認定プログラムの対象として参りましたが、これに加え「実施日が10月1日以降の記録」より「オンライン講習（ライブ配信）」も認定プログラムの対象とします。
- 2) オンライン講習（ライブ配信）を認定プログラムとする承認要件は以下のとおりです。
  - ・開催日の講習時間にのみ聴講できるライブ配信による講習であること  
（リアルタイムで質疑応答等の双方向のやり取りが可能かどうかは問いません）
  - ・主催者様にて視聴者の受講確認ができ、事務局へ視聴受講者リストの提出ができること  
（視聴受講者リストはこれまでの参加者リストで代用可）
  - ・視聴者に受講証明書を配布すること。
  - ・受講証明書のプログラム名には、“ライブ配信”であることを明記すること。
- 3) その他注意事項
  - ①視聴者の受講確認方法としては、以下のような方法が考えられますが、原則として主催者の判断・責任にお任せします。
    - ・事前の視聴申込申請等により申請者のみに視聴権限を与え、配信時等に受講確認を行う。
    - ・視聴内容についてのアンケートや確認テスト等の回答により受講確認を行う。
  - ②プログラム申請の際は、申請内容に間違いがないよう、主催者が責任を持って入力してください。
    - ・申請画面の「プログラム名」、「主催者」、「共催者」、「開催日」、「参加時間」、「CPD単位」は、承認時に受講証明書PDFにそのまま反映されるため、承認後は変更することができません。
    - ・承認後にこれらの項目に誤入力や変更があった場合は、別プログラム扱いとして新規で申請する必要が生じ、プログラム番号も変更となります。新規申請の場合、申請期限は開催日の1ヶ月前までとしており、開催1ヶ月を切ったプログラムは申請自体ができないこととなりますのでご注意ください。また認定手数料が発生する場合は、改めてご請求させていただくことになります。
  - ③プログラム申請同日時に行う同内容であれば1件の同一プログラムとして扱い、プログラム番号も同一とします。
    - ・申請画面の「プログラム名」の後ろに、「ライブ配信もあり」と併記してください。
    - ・受講証明書は、集合型講習参加者と視聴受講者で共通とします。
    - ・視聴受講者リストはこれまでの参加者リストで代用可能ですが、集合型講習会とオンライン講習（ライブ配信）の受講者は区別できるようにしてください。

以上